

南部みのかや広域連合広報

やまびこ

題字／坂本昭文

vol.46

2015.03

まちとむら 未来をひらく 広域連合 南部町 伯耆町 日吉津村



素敵なまち、それは
あなたのまちです。

- 平成27年度予算2
- 認知症予防講演会を開催しました6
- 第6期介護保険事業計画を策定 ...3
- 広域連合からのお知らせ7
- 介護保険のここが変わります! ...4・5
- 『地域包括支援センターだより』
「あれ?」と思ったら早めの相談!!8

■発行・編集／南部箕蚊屋広域連合

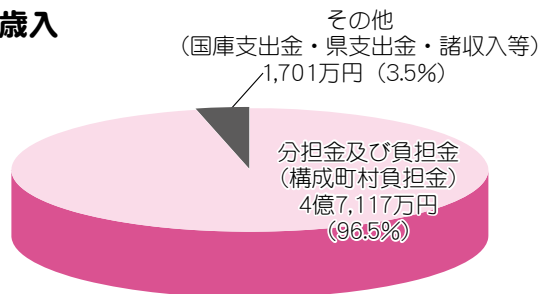
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場法勝寺庁舎内) TEL 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223
ホームページ <http://www.nan-mino.jp>

南部箕蚊屋広域連合 平成27年度予算

2月25日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で平成27年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。

一般会計 総額 4億8,818万円 (前年度対比 1,193万円の増額)

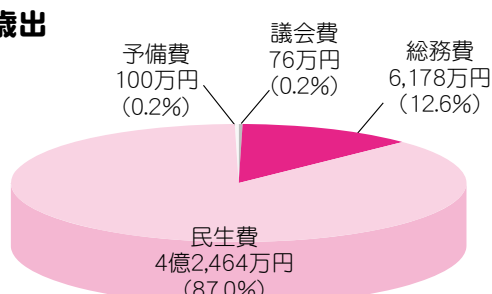
■歳入



主なものは、構成町村からの負担金（4億7,117万円）です。

また、平成27年度から新たに開始する、低所得者の介護保険料を軽減するための公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に計上しています。

■歳出



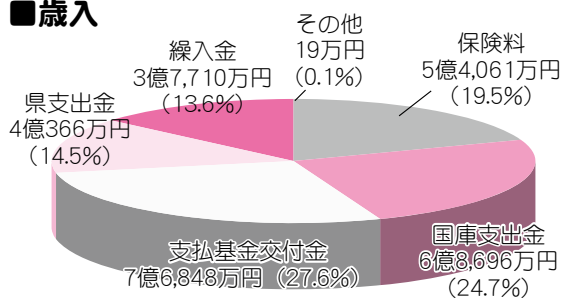
主なものは、民生費に含まれている介護保険事業特別会計事業繰出金3億6,895万円です。

総務費では、通信機器の整備など、南部箕蚊屋広域連合の運営にかかる経費を計上しています。民生費では地域包括支援センター職員の人件費や事業所が行う低所得者利用料の軽減の補助金などを計上しています。

介護保険事業特別会計

総額 27億7,700万円 (前年度対比 850万円の増額)

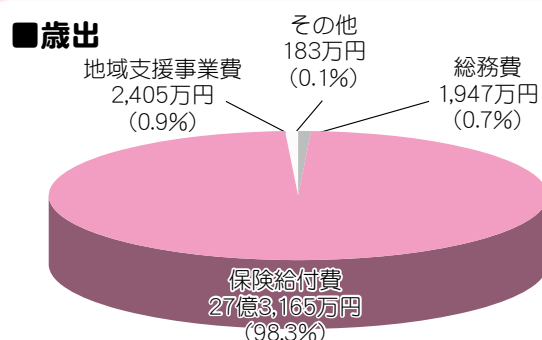
■歳入



保険料を5億4,061万円と、前年度と比べて5,304万円の増額を見込みました。これは平成27年度から新しい保険料基準額で保険料を算定するためです。

また、第2号被保険者（40歳～64歳の方）が介護給付費を負担する割合が29%から28%に減少するため、支払基金交付金が前年度より減額しています。

■歳出



保険給付費を27億3,165万円と、前年度と比べて194万円の増額を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用24億3,182万円、要支援認定を受けた方が介護保険のサービスを利用されたときの費用1億2,197万円などです。

地域支援事業費では、いままでの介護を予防するための事業の経費に加え、新たに取り組む、医療と介護の連携を進めるための講演会の費用や生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を配置するための費用、介護の担い手を養成するための研修会の費用などを計上しています。



第6期介護保険事業計画を策定

平成27年度から平成29年度の3年間の南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業の基本方針を定めた『第6期介護保険事業計画』を平成27年3月に策定しました。

この計画をつくるにあたり、連合管内の医療機関や介護事業所、地域住民の代表の方と協議を重ね、また日常生活圏域ニーズ調査の実施やパブリックコメントの募集をしてひろくみなさんの意見を取り入れるようにしました。これから高齢者の人数が増えていくなか、介護保険制度が持続していけるように、引きつづきみなさんのご理解とご協力をお願いします。計画の詳細は別冊の「第6期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画ダイジェスト版」をご覧ください。

基本目標

**『高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、
地域全体で高齢者を支えていくシステムづくり』**

1) 地域包括ケアシステムの構築

2) 介護予防、維持・改善

3) 認知症支援策の充実

4) 個人の尊厳の保持

協議会委員やパブリックコメントの意見

- 認知症対策について、認知症の症状が進行してから対処をするのではなく『予防』することが大切。予防について施策として取り組むべきでは。
- 在宅医療をすすめることで、看取りや往診が増えたら地域の診療所が疲弊してしまう。診療所から病院につなげるような体制をつくる必要がある。
- 介護保険料の負担感が強い。もっと下げることとはできないか。
- キャラバンメイトや認知症サポーターを知らない人が多いのでは。若い時から関心をもてるような取り組みが必要では。
- ケアマネジメントの質を向上させるために、ケアマネジャーが意識を再確認するための勉強会を開いたほうがよいのでは。

住民説明会を開催します

第6期介護保険事業計画について、下記の日程で住民説明会を開催します。おおくの方にご参加いただきますようご案内します。



開催場所	月 日	時 間	場 所
南 部 町	4 月 23 日 (木)	13 時 30 分～ 15 時	南部町総合福祉センター しあわせ 大会議室
伯 耆 町	4 月 22 日 (水)	13 時 30 分～ 15 時	伯耆町農村環境改善センター 多目的ホール
日 吉 津 村	4 月 30 日 (木)	13 時 30 分～ 15 時	日吉津村農業者トレー ニングセンター研修室

○65 歳以上の方の 介護保険料の軽減強化【平成 27 年 4 月施行】

65歳以上の方の介護保険料が第 1 段階に該当する低所得の方については、公費により負担割合が軽減されます。南部箕蚊屋広域連合では、一人当たり年額3,200円の軽減が行われます。

（※第 1 段階：生活保護受給者・町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者、又は、町村民税世帯非課税で公的年金収入＋合計所得金額が80万円以下）

★保険料額等について詳しくは、「第 6 期介護保険事業計画ダイジェスト版」をご覧ください。

○一定以上所得者の 利用者負担の見直し【平成 27 年 8 月施行】

一定以上の所得がある方の介護保険サービスの利用料が、1 割負担から 2 割負担になります。

＜次の方が対象です＞

本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の方の「年金収入＋その他合計所得額」の合計が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

★要介護（支援）認定を受けておられる方には、平成27年7月に負担割合を記した「負担割合証」を郵送します。

○特定入所者介護（予防） サービス費の見直し【平成 27 年 8 月施行】

次のとおり、要件が見直されます。

- (1) 世帯分離していても配偶者の所得が勘案されるようになります
- (2) 預貯金等について、単身の場合は1,000万円以下、夫婦の場合は2,000万円以下であることが要件に追加されます
- (3) 遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も判定に含まれるようになります（※平成28年8月から）

特定入所者介護（予防） サービス費とは？

町村民税世帯非課税等の低所得の方について、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費の負担に限度額が設定され、超える分についての負担がなくなります。（※申請が必要です）

○特養・地域密着型 特養の重点化【平成 27 年 4 月施行】

「特別養護老人ホーム」及び「地域密着型特別養護老人ホーム」の入所対象者が、原則、居宅での生活が困難な中重度（要介護 3 以上）の方となります。

★要介護 1・2の方の入所については、心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められる場合に限定されます。



○高額介護サービス費の見直し 【平成 27 年 8 月施行】

同一世帯内の65歳以上の方に現役並み所得相当の方があられる場合に、介護サービス費の負担の上限額が一世帯あたり37,200円から44,400円になります。

＜次の方が対象です＞

課税所得145万円以上の方

ただし、課税所得145万円以上の場合でも、同一世帯の65歳以上の方の収入の合計が、1 人のみの場合383万円、2 人以上の場合520万円に満たないときには、一世帯あたりの上限額が37,200円になります。

所得区分	上限額（月額）
現役並み所得相当	44,400円（世帯）
一般世帯	37,200円（世帯）
市町村民税非課税世帯	24,600円（世帯）
うち年金収入 80 万円以下等	15,000円（個人）
生活保護受給者等	15,000円（世帯）

高額介護サービス費とは？

同じ月に支払った介護保険サービスの利用料の世帯の合計額が、収入に応じて設定された上限額を超えた場合、「高額介護サービス費」として超えた分が払い戻されます。

○新総合事業の開始について【平成 28 年 4 月開始】

要支援の方が利用されるサービスのうち、訪問介護（ホームヘルプ）・通所介護（デイサービス）が、保険者が単価などを設定できる新総合事業に段階的に移行し、多様なサービスが受けられるようになります。

南部箕蚊屋広域連合では、この新総合事業を平成28年 4 月から開始する予定です。スタート後も引き続き「現行並みのサービス」が提供できるよう関係市町村と調整を図っていく予定です。

なお、訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き介護予防給付としてサービスを受けられます。

認知症予防講演会を開催しました

平成26年11月16日、南部町のプラザ西伯で「認知症予防講演会」を開催し、約100名の方に参加していただきました。

エスポアール出雲クリニック院長の高橋幸男先生に、『認知症とともに生きる』と題して、講演していただきました。

冒頭で、認知症に対するイメージに恐れや偏見があること、これまでの診療でひろいあげてきた認知症の人のつらさや不安、苦悩について話されました。認知症の人は自分が「どうなったのか」「これからどうなるのか」という不安や、「さみし



い」「ひとりぼっち」という孤独感などをもっていること、そして認知症になるということは、人とのつながりをなくし『よるべない存在』（家族が私にとって頼れない存在）になることだと話され、認知症になるということはとてもつらくて不安だということを、周りのわたしたちが知ることが大切であると話されました。

また、認知症の心理・社会的特徴を『からくり』とし、嫉妬妄想や興奮・暴力などのBPSD（行動・心理症状）といわれる行動の意味をわかりやすく説明されました。

そして、周りのわたしたちが認知症の人の『よるべなさ』に寄り添うこと、指摘（叱責）をしない、周りの人が話しかけて孤独にしない、感謝の言葉を伝えるなど、今までの『つながり』を取り戻すことが大切であり、そうすれば認知症になっても不安で孤独な世界に追い込まれることなく、豊かに暮らすことができると話されました。

講演会の参加者からは、「認知症の『からくり』の説明になるほどと思った。不安でつらいのは本人だと改めて思った。」「認知症の人に対しての周りの関わり方の大切さ、穏やかに接することの大切さを実感した。」「母が認知症になり、知らず知らずのうちに指摘している自分に気づいた。これから少しでも寄り添いたい。」といった声が聞かれました。

会場1階ロビーでは、南部箕蚊屋広域連合の各地域包括支援センターの活動展示や、南部町・伯耆町・日吉津村の『認知症の家族介護者の集い』の活動状況展示などがあり、良い情報交換の場となりました。



広域連合からのお知らせ

介護相談員 を募集します！

南部箕蚊屋広域連合では、介護相談員として活動していただける方を募集します。

介護相談員は、介護保険サービスを利用しておられる方から介護サービスへの不満や疑問などの相談を受け、利用者のプライバシーに配慮しながら利用者と事業所相互の橋渡しをする役割を担っています。興味のある方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

◎業務内容

介護サービスを提供する事業所を訪問して、サービスを利用されている方やその家族の疑問や不安などの相談に応じ、利用者の希望や疑問などを介護サービス提供事業者や保険者に伝えていただく業務です。

具体的には…

- ・月1回程度、事業所を訪問し、利用者の相談を受けます。
- ・2か月に1回開催される相談員連絡会や相談員研修会等に参加します。

◎応募条件

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの介護に関心のある方で、介護相談員の活動に3年程度従事できる方
 2. 事業所等に自分で移動できる方
 3. 広域連合で定めた研修（養成研修5日間、現任研修2日間）を受講できる方
- ※介護保険事業所に勤務している方は除きます。

◎応募期間

平成27年4月21日(火)から5月22日(金)

◎応募方法

履歴書に「介護相談員希望」と明記して、問合せ先までご提出ください。

◎問合せ先

〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部箕蚊屋広域連合 事務局 電話 0859-39-6222 FAX 0859-39-6223



シルバー川柳 を募集



自分が歳を重ねてふと感じることや介護に関すること、健康のために気をつけていることなど、日ごろの生活の中のちょっとしたでき事を5・7・5のリズムにあわせて表現してみませんか。応募のあった川柳を広報「やまびこ」で紹介していきます。

みなさんの作品をお待ちしています！

- 募集内容 高齢者をテーマにした川柳
(氏名またはペンネームをつけてください)

■ 応募・お問い合わせ先

南部箕蚊屋広域連合事務局

TEL: 0859-39-6222 FAX: 0859-39-6223

E-mail: nan-mino@sanmedia.or.jp

住所: 〒683-0351 西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部箕蚊屋広域連合 議会議員が選出されました

南部町議会から選出された広域連合議会議員は次の4人です。

景山 浩 議員

秦 伊知郎 議員

真壁 容子 議員

細田 元教 議員

シリーズ

地域包括支援
センターだより

「あれ？」と思ったら、 早めの相談！！

～認知症～

毎日、テレビや新聞で話題になっている認知症ですが、65歳以上の高齢者のうち、認知症の方は推計で15%、認知症になる可能性がある軽度認知障がい（MCI）の高齢者も約400万人いると推計されています。また、2025年には認知症の方が700万人を突破するといわれています。認知症は早期に発見し認知症の種別に応じた対応をすることでご本人の不安を和らげ、進行を穏やかにすることができます。認知症も他の病気同様に早期の発見・治療が重要です。

最近1ヶ月で、こんな状態に心当たりがありませんか？

（※このチェックリストは認知症の症状に気づくためのもので、認知症の診断をするものではありません。）

- | | |
|--|--|
| ☐ 同じことを言ったり、聞いたりする。 | ☐ ものの名前が出てこなくなった。 |
| ☐ 置き忘れやしまい忘れが目立ってきた。 | ☐ 以前はあった関心や興味が忘れられた。 |
| ☐ だらしくなった。
（身だしなみに気を使わなくなった） | ☐ 時間や場所の感覚が不確かになった。 |
| ☐ 慣れた場所で道に迷った。 | ☐ 財布などを盗まれたと言う。 |
| ☐ 些細なことで怒りっぽくなった。 | ☐ 蛇口、ガスを閉め忘れたり、火の用心ができない。 |
| ☐ 複雑なテレビドラマが理解できない。 | ☐ 夜中に急に起きだして騒いだ。 |

何項目あてはまりましたか？



_____項目／12項目

～国立長寿医療センターで使われているチェックリストより～

あてはまる項目が3項目以上ある場合や認知症の心配がある場合は早めにかかりつけの医療機関や下記の相談窓口にご相談ください。



● 【相談窓口】 ●

☆認知症疾患医療センター（西伯病院 地域連携室内） 電話：66－5269

☆南部箕蚊屋広域連合 地域包括支援センター

○日吉津地域包括支援センター

日吉津村役場 福祉保健課内 電話：27－5952

○伯耆地域包括支援センター

伯耆町役場 総合福祉課内 電話：68－4632

○南部地域包括支援センター

南部町役場 健康福祉課内（健康管理センターすこやか内） 電話：66－5524

